

改元・10 連休にかかる対応について

平素より三重県信用農業協同組合連合会をご利用いただき、誠にありがとうございます。さて、このほど、元号が 2019 年 5 月 1 日（水）に「平成」から「令和」に改められることに伴い、5 月 1 日が国民の祝日となりました。さらに、「国民の祝日に関する法律」の定めにより、その前後 2 日が休日となることから、4 月 27 日（土）から 5 月 6 日（月）までが休業日（10 連休）となります。

本件に伴い、当会における改元・10 連休の取扱いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。やむを得ずご迷惑をおかけする場合がございますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

改元にかかる Q&A				
Q1 「平成」が表記されている帳票類は利用可能か。				
A1 ・2019 年 5 月以降は、「平成」に二重線を引き、「令和」をご記入のうえご利用ください。この場合、訂正印は原則不要です。 (例) 2019 年 5 月 7 日の日付を記入・訂正する場合				
<table border="1"><tr><td>令和 平成 1 年 5 月 7 日</td><td>または</td><td>令和 平成 元年 5 月 7 日</td></tr></table>	令和 平成 1 年 5 月 7 日	または	令和 平成 元年 5 月 7 日	
令和 平成 1 年 5 月 7 日	または	令和 平成 元年 5 月 7 日		
Q2 「平成」が表記されている手形・小切手は利用可能か。				
A2 ・2019 年 5 月以降は、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類をご利用の際は、「平成」に二重線を引き、「令和」をご記入ください。この場合、訂正印は不要です。 (例) 2019 年 5 月 7 日の日付を記入・訂正する場合				
<table border="1"><tr><td>令和 平成 1 年 5 月 7 日</td><td>または</td><td>令和 平成 元年 5 月 7 日</td></tr></table>	令和 平成 1 年 5 月 7 日	または	令和 平成 元年 5 月 7 日	
令和 平成 1 年 5 月 7 日	または	令和 平成 元年 5 月 7 日		

10 連休にかかる Q&A

Q1 10 連休中に ATM は利用可能か。

A1 ・JA バンクの ATM、提携 ATM とともにご利用可能です。
なお、連休中の稼働時間につきましては、お取引 JA にご確認ください。
また、4 月 27 日（土）は土曜日、4 月 28 日（日）～5 月 6 日（月）は日曜・祝日の手数料が適用されます。

Q2 10 連休にともなう注意事項等はあるか。

A2 ・10 連休となることで、連休前後の営業日につきましては、窓口が混雑し通常よりも処理にお時間をいただく可能性がございますので、ご了承ください。
・また、通常月初にお送りしている各種ご案内につきましては、10 連休明け以降の送付となるものもございますので、ご了承ください。

Q3 4 月 27（土）～5 月 6 日（月）を満期日とした定期貯金の取り扱いはどうなるか。

A3 ・定期貯金の満期日に変更はございません。ただし、「非自動継続扱い」かつ満期日に元利金をご指定の貯金口座に入金する定期貯金につきましては、入金日が 5 月 7 日（火）となります。

Q4 4 月 27（土）～5 月 6 日（月）に償還日を迎える借入金の取り扱いはどうなるか。

A4 ・ご契約時のお借入条件に応じて、償還日は 4 月 26 日（金）または 5 月 7 日（火）のいずれかとなります。具体的には、4 月中旬頃にお送りする「貸出金払込期日のご案内」にてご確認ください。

以 上

お問い合わせ先

【借入金に関すること】

農業金融部 融資企画課

TEL：059-229-9025

【上記以外に関すること】

資金部 資金課

TEL：059-229-9038